

スズキマリクラブ会則

2025 年 10 月 1 日改定

第 1 章 総則

第 1 条 本クラブの名称

本クラブは、スズキマリクラブ（以下、本クラブという。）と称します。

第 2 条 本クラブの目的

本クラブは、本クラブの運営拠点（以下、拠点という。）において、株式会社スズキマリン（以下、当社という。）が管理する船舶（以下、クラブ艇という。）及びマリン用品（以下、用品という。）を本クラブの会員（以下、会員という。）の利用に供しマリンレジャーを楽しんでいただくことにより、マリンレジャーの普及・発展に寄与することを目的とします。

第 3 条 本クラブの拠点

本クラブは、事務局を当社本店に置き、マリーナ浜名湖、マリーナ三河御津、マリーナ富山、マリーナ熊本の各マリーナを運営拠点とします。

第 2 章 会員

第 4 条 会員の種類

1. 会員は、「正会員」、「平日会員」、「フィッシング会員」及び（合わせて以下、個人会員という。）、並びに「グループ会員」で構成されます。
2. 正会員及びグループ会員は、各拠点のすべての営業日及び全てのクラブ艇の利用が可能です。
3. 平日会員及びフィッシング会員は、利用できる営業日又はクラブ艇に制限があります。

第 5 条 会員資格条件

会員の資格条件は、次の通りとします。

- （1）満 18 歳以上で、かつ小型船舶 2 級以上の免許を所有していること（未成年者の場合、本クラブへの入会について親権者の同意を必要とします。）
- （2）過去において本会則に違反する行為をしていないこと
- （3）暴力団及びこれに準ずる団体等反社会的勢力又はその構成員及びその関係者でないこと
- （4）グループ会員は、上記のすべてを満たす 3 人以上の構成員を必要とします。ただし、上記（1）の条件を満たす構成員は、1 名以上で可とします。

第 3 章 入会手続等

第 6 条 入会手続

本クラブに入会を希望する者（グループ会員として入会を希望するグループの各構成員を含み、以下、入会希望者という。）は、以下の各号に定める書類（以下、入会申込書類という。）を、各拠点の受付窓口へ提出して、入会の申し込みを行うものとします。

- （1）入会申込書
- （2）船舶免許証のコピー（グループ会員の場合、小型船舶 2 級以上の免許所有者に限ります）
- （3）会員証作成用の写真 1 枚（3cm×3cm のもの）
- （4）個人会員として入会を希望する場合、口座振替依頼書
- （5）その他各拠点が指定する書面

第 7 条 入会日

入会希望者は、各拠点及び事務局が前項の申込みを承諾し、かつ、会員証を発送した日又は別途当社が通知した日の何れか早い日（入会日）に会員資格を取得し、本クラブの会員となるものとします。なお、入会審査により、入会をお断りさせていただく場合があります。

第 8 条 入会後の手続

1. 前条により本クラブに入会した会員は、当社の別途指定する期日までに、以下に定める入会金、会費及び安全講習料（合わせて以下、入会初期費用という。）を、各拠点が指定する銀行口座へ振込による方法にて支払うものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。

【個人会員の場合】

（1）入会金

- ・正会員：11,000 円（税込）
- ・平日会員及びフィッシング会員：5,500 円（税込）

（2）会 費

正会員、平日会員及びフィッシング会員：入会月及び翌月分の会費

- (入会月の会費は、日割り計算しないものとします。)
- (3) 安全講習料：3,300 円 (税込)

【グループ会員の場合】

- (1) 入会金：1 グループ当たり 33,000 円 (税込)
- (2) 会 費：入会日の属する年度の会費 (入会年度の会費は、月割り計算とし、グループ構成員が連帯して支払い責任を負うものとします。)
- (3) 安全講習料：一人当たり 3,300 円 (税込)

第 9 条 入会金・会費の金額等

1. 各会員区分における入会金等の金額 (税込) は、以下のとおりとします。

会員区分		入会金	会費
個人 会員	正会員	11,000 円	3,300 円/月
	平日会員/ フィッシング会員	5,500 円	2,200 円/月
グループ会員		33,000 円	4 月から翌年 3 月までの年度会費 構成員の人数×26,400 円

(参考:グループ会員の会費)

構成員数	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
会費/年	79,200 円	105,600 円	132,000 円	158,400 円	184,800 円

構成員数	8 人	9 人	10 人
会費/年	211,200 円	237,600 円	240,000 円

2. 支払済みの入会金及び会費は、本会則に定める場合を除き返還されません。

第 10 条 安全講習料の金額

安全講習料は、初回：3,300 円 (税込)、2 回目以降 (入会手続を行った拠点以外の拠点で受講)：2,200 円 (税込) とします。

第 11 条 会員の個人情報の取扱い

1. 各会員 (グループ会員の各構成員を含む。以下、本条において同じ。) は、当社が下記の目的のため、各会員の住所、氏名など、入会申込書に記載の個人情報 (以下、個人情報という。) を入会手続時及び各拠点ご利用時に取得し、利用することに同意するものとします。
- (1) 本クラブの円滑な運営のため
- (2) 本会則に基づき当社が提供するサービス等に関する案内を提供するため
- (3) 当社の取扱商品・サービス、各種イベント・キャンペーンなどについてご案内するため
- (4) 当社の取扱商品・サービスの向上や新製品の開発を行うため
- (5) 会員からの商品・サービスなどに関する問合せ・要望に対し適切に対応するため。
- (6) その他、会員が別途同意した利用目的のため
2. 当社は、前項に定める目的のため、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。
3. 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページ (<https://suzukimarine.co.jp/site/privacy/>) 及び各拠点内の掲示などにより公表します。

第 4 章 会員の有効期間・会員区分変更

第 12 条 会員の有効期間

1. 個人会員の有効期間は、入会日の属する月の 1 日から 1 年を経過する日までとします。
2. グループ会員の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月末日までを 1 年度とし、入会日の属する月の 1 日から当該年度の末日までとします。
3. 会員の有効期間は、期間満了時まで、会員から退会の申し出がない場合又は会員資格が失効されない限り、更に 1 年間、同一の会員区分にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第 13 条 会員区分の変更手続

1. 会員は、会員区分の変更を希望する場合、変更月の前月 20 日までに、会員区分変更届を当社に提出し、変更手数料として金 2,200 円 (税込) を支払うものとします。
2. 会員区分の変更を行う場合、変更後の会員区分に適用される入会金が変更前の会員区分に適用される入会金よりも高額であるときは、その差額を支払うものとします。なお、変更後の会員区分に適用される入会金が変更前の会員区分に適用さ

れる入会金よりも低額であっても、その差額は返還されないものとします。

3. 会員区分の変更を行った場合における会員の有効期間は、会員区分変更前の有効期間を引き継ぐものとします

第5章 退会、会員資格の停止・失効等

第14条 退会

1. 会員は、本クラブの退会を希望する場合、退会月の前月 20 日までに退会届を当社に提出することにより、退会月の末日をもって退会（会員資格を喪失）するものとします。
2. 個人会員が入会月から 6 ヶ月以内に退会するときは、退会届の提出と同時に、6 ヶ月分の会費から既に支払済の会費を差引いた金額を退会手数料として当社に支払うものとします。
- 3 グループ会員が会員の有効期間の満了前に退会するときは、支払済の年会費は返還されないものとします。
4. 本条に基づき退会した会員が、本クラブに再入会を希望する場合は、再度、本会則に定める入会手続等を行うものとします。

第15条 会員資格の一時停止及び除名

1. 当社は、以下の各号の一に該当する場合、会員（グループ会員の場合、その構成員を指し、以下、本条において同じ。）にその旨を通知することにより、会員資格を一時停止し又は除名することができます。
 - (1) 会員が、入会申込及び入会手続時に申告した内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 会員及びその同伴者が、反社会的勢力及びこれに準ずる団体の構成員等であることが判明した場合
 - (3) 会員が、本クラブの名誉を毀損し、又は本クラブの秩序を乱す行為をした場合
 - (4) 会員が、本会則、法令及び当社の定める規則に違反した場合
 - (5) 会員が、会費その他の当社に対して負う債務をその期限までに履行しない場合
 - (6) その他、本クラブの運営を妨害する行為を行った場合
2. 前項に基づき除名された会員は、会員区分を問わず、本クラブに再入会できないものとします。但し、当社が再入会を認めた場合はこの限りではありません。

第16条 会員資格の喪失

1. 会員は、以下の各号の一に該当した場合は、その会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 退会したとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) 会員の有効期間が満了し、第12条第3項に基づいて自動更新されないとき

第6章 会員の権利・義務

第17条 会員証

1. 当社は、個人会員に対しては1つの「会員証」を交付し、グループ会員に対してはその構成員の数の「会員証」を交付するものとします。
2. 会員は、会員証を紛失した場合は、直ちにその旨を当社に届け出た上で、再発行の手続きを行うものとします。なお、再発行にかかる費用（税込 2,200 円）は会員の負担といたします。
3. 会員の住所、氏名など、当社に届け出ている個人情報に変更がある場合は、速やかに変更手続きを行うものとします。
4. 会員は、会員証を、第三者に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

第18条 クラブ艇等の利用

1. 会員は、本会則及び当社の定める規則に従って、クラブ艇、用品及び各拠点内の設備等（併せて以下、クラブ艇等という。）を利用することができます。
2. 第15条に基づいて会員資格が一時停止されている期間については、クラブ艇等の利用、利用の申込み及び利用予約をすることはできません。

第19条 安全講習の受講

1. 会員は、クラブ艇等の初回利用前に、各拠点の開催する安全講習（有料）を受講いただく必要があります。
2. 安全講習は、クラブ艇等の利用における安全航行、マナー、操船実技、ローカルルール等を学ぶことを目的としています。なお、既に安全講習を受講している場合でも、当該受講した拠点以外の拠点でクラブ艇等を利用する場合は、その初回利用前に再度、安全講習を受講する必要があります。

第20条 会費の支払い

1. 個人会員は、当社に対して、本会則に別段の定めがある場合を除いて、毎月 12 日までに翌月分の会費を口座引落としにより支払うものとします（※1）。
なお、書類不備や残高不足等により、口座引落としが完了しなかった場合、当該個人会員は、同月 20 日までに、翌月分の会費を現金（※2）又は銀行振込にて当社に支払うものとします。
2. グループ会員は、本会則に別段の定めがある場合を除いて、会員資格の有効期間の満了する 3 月 16 日までに現金（※

2) 又は銀行振込にて一括で次年度分の会費を当社に支払うものとします。

- ※1 会費の自動引落とし業務は三菱UFJニコス株式会社が代行し、通帳に記帳した際、「スズキマリン」又は「N S スズキマリン」と印字されます(金融機関により異なります)。
- ※2 クレジットカードもご利用いただけます。

第7章 利用規則

第21条 利用規則の遵守

1. 会員は、クラブ艇等の安全な利用及び本クラブの円滑な運営のため、別表1に定めるクラブ艇等の利用規則を遵守するものとします。
2. クラブ艇等以外の施設、物品等の利用については、各拠点において掲示される「マリーナ利用規則」に定めるものとします。

第8章 雑則

第22条 事故等賠償責任

1. 当社は、会員のクラブ艇の利用に際して生じた事故の損害に関しては一切その責任を負いません。会員は、会員及び同伴者の責に帰すべき事由により当社ならび第三者に与えた損害についてはその賠償責任を負うものとします。
 2. 前項の賠償責任について、事故の状況により、当社の加入するモーターボート保険※1の適用を受けることができます。ただし、次の場合は、当該保険の適用を受けることはできません。
 - (1) パワー・ドライブユニット、プロペラ等の損傷
 - (2) クラブ艇ではなく、艇外で使用していたウェイクボード等により与えた損害
 - (3) 飲酒・酒気帯び運転等による事故による損害
- ※1 保険の詳細は(株)スズキマリンホームページ(<https://suzukimarine.co.jp/rental/insurance/>)に記載しております。保険内容に変更が生じる場合は、ホームページ上で告知いたします。

第23条 クラブ艇等の利用制限

1. 当社は、天変地変、法令の制定改廃、行政指導、社会・経済情勢の急変、感染症等の拡大、クラブ艇のメンテナンスその他やむを得ない事由によりクラブの運営に支障をきたした場合又はそのおそれのある場合は、クラブ艇の一部もしくは全部を利用停止若しくは制限、又は臨時休業することができます。
2. 当社は、悪天候、故障その他の事由によりクラブ艇の利用が不可能又は不適切であると判断したときは、クラブ艇の利用を停止又は制限することができます。
3. 当社は、会員が当社の指示に従わない場合、クラブ艇等の利用を制限することができます。
4. 前3項の場合においても、会員は、当社に対し、補償その他何らの請求、異議申し立てをすることができないものとします。

第24条 会員区分の改廃及び本クラブの解散

1. 当社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会・経済情勢の急変、会員の著しい減少等やむを得ない事由によりクラブの運営に支障を生じた場合は、会員区分の改廃又は本クラブを解散することができます。この場合、会員は補償の他、同等の請求、異議申し立てをすることはできません。本クラブの解散があった場合は、グループ会員により支払われた年度会費のうち、未経過の有効期間相当分に限り、該当事者に月割にて返還するものとします。
2. 当社は会員区分の改廃又は本クラブの解散をする場合、災害等やむを得ないときを除き、その1ヶ月前までに会員に通告します。

第25条 細則

1. 当社は、この会則を変更することができ、その効力はすべての会員に及ぶものとします。
2. 当社は、本クラブのホームページでの告知その他本クラブ所定の方法により変更後の会則の内容を通知することにより、いつでもこの会則を変更することができるものとし、変更後の会則の効力はすべての会員に及ぶものとします。

第26条 付則

本会則は、2021年2月20日に改定し、同年4月1日より発効するものとします。

【2022年度 会則改定】 第20条、別表第1条、その他価格表示を税込表示へ修正
2022年10月1日より発効するものとします。

【2025年度 会則改定】 S17会員廃止に伴う関連文面削除、第22条補足追記、別表第1条修正
2025年10月1日より発効するものとします。

別表1 クラブ艇等の利用規則

第1条 利用可能な日時及びクラブ艇

1. クラブ艇を利用できる日及びクラブ艇の種類は、会員区分別に次の通りとします。

会員区分	利用できる日	利用できる艇
正会員	各拠点のすべての営業日	すべてのクラブ艇
平日会員	特定日（※）を除く各拠点の営業日	すべてのクラブ艇
フィッシング会員	各拠点のすべての営業日	フィッシング艇のみ
グループ会員	各拠点のすべての営業日	すべてのクラブ艇

※ 特定日とは、5～9月の土・日・祝日と8月10日～20日の期間をいいます。

2. 出航可能時刻及び帰航時刻は、次の通りとします。

利用時間区分	出航可能時刻	帰航時刻
早朝（※1）	日の出～	～16:30（※2）
1日	9:15～	～16:30（※2）
午前半日	9:15～	～12:30
午後半日	13:15～	～16:30（※2）

※1 早朝は、各拠点にて過去1回以上、クラブ艇のご利用がある会員のみ利用可能です。

マリーナ熊本の早朝出航ご利用可能時間はam6:30～pm14:30（4-9月）am7:00～15:30（10月-3月）となります。

マリーナ富山の早朝出航ご利用可能時間はam6:30～pm14:30（4-9月）am7:00～15:00（10月-3月）となります。

※2 マリーナ富山については、冬季（11月～2月）のみ16:00

第2条 利用申込み・事前予約受付

1. クラブ艇の事前予約は、利用希望日の2ヶ月前より受け付けます。なお、早朝の利用時間区分の場合は、利用希望日の前日までに事前予約を行ってください。それ以外利用時間区分の場合は当日の利用申込みも可能です。
2. 事前予約及び当日の利用申込みは、各拠点への電話又は来店にて行ってください。なお、クラブ艇や用品の利用料金の他、使用した分の燃料にかかる燃料費がクラブ艇の利用の都度、発生しますので、ご認識の上、事前予約や利用申込みを行ってください。
3. 事前予約及び当日の利用申込みを行う場合は、会員番号、利用希望日、利用時間区分及び希望艇種を各拠点の受付担当者にお申し出ください。なお、予約の競合等、諸般の事情によりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。
4. 利用申込み・事前予約受付時、あるいは受付後に、会費の滞納や会員資格の偽り等の会員資格の一時停止事由が判明した場合、受付や予約の取り消しをさせていただく場合があります。
5. 利用申込み・事前予約によって取得する個人情報は、本クラブの会則第11条の規定に準じて取り扱われるものとします。

第3条 予約のキャンセル及び変更

1. 会員の都合によりクラブ艇の事前予約をキャンセル又は利用予定日を変更する場合には、以下のキャンセル料が発生するものとします。但し、利用予定日の5日以上前にキャンセル又は利用予定日の変更のお申し出をいただければ、キャンセル料は発生しません。なお、利用予定日の変更については、予約の競合等、諸般の事情によりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。
・個人会員及びグループ会員
ご予約いただいていたクラブ艇及び用品にかかる利用料金の50%（事前のご連絡がなかったときは100%）
2. 前項に定めるキャンセル料は、現金または振込にて、クラブ艇のご予約をいただいていた各拠点にお支払いいただきます。
3. 悪天候等により、各拠点が「出航停止の判断」をした場合は、キャンセル料は発生しません。
4. 事前予約いただいた利用艇種の変更は、当日、利用開始までにお申し出いただければ可能です。但し利用予定日が特定日の場合は変更できません。なお、変更手数料は発生しませんが、予約の競合等、諸般の事情によりご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。
5. 事前予約いただいた利用時間区分の変更は、利用予定日の5日以上前までにお申し出をいただければ可能です。それ以降は、より利用可能時間が長い利用時間区分への変更のみ可能です（より利用可能時間が短い利用時間区分への変更はできません）。なお、いずれの場合も変更手数料は発生しませんが、予約の競合等、諸般の事情により、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

第4条 出航受付等

1. 利用日当日に、会員の会員証及び船舶操縦免許証（ウェイク艇を利用する場合は、同伴者の船舶操縦免許証も含む。以下、本章において同じ。）を拠点のクラブハウスフロントにて提示し、申込み・予約内容を確認してください。
2. 会員が船舶操縦免許証を携帯していない場合（免許証が失効中の場合を含む。）は、同伴者が船舶操縦免許証を携帯している、その他いかなる事情があっても、クラブ艇を利用できません。なお、かかる場合は、会員の都合による事前予約のキャンセルとして扱うものとし、前条第1項に定めるキャンセル料をお支払いいただきます。ただし、グループ会員

での利用において、その構成員の1名が船舶操縦免許証を携帯している場合は、他の構成員が携帯していなくてもクラブ艇を利用できるものとします。

3. 出航前に、以下の書類に必要事項を記入して、各拠点にご提出ください。なお、必ず会員本人を「船長」としてしてください。
 - (1) クラブ艇行動予定表（家族・勤務先等、緊急連絡先の電話番号も必ず記入してください。）
 - (2) 用品を利用する場合、誓約書（利用者全員の住所・氏名を必ず記入してください。）
 - (3) ウェイク艇を利用する場合、「船長は船外に出ない」旨の誓約書
4. 出航前に、各拠点の係員と共にクラブ艇の点検、現状確認（船体、プロペラ、法定備品、燃料量等）を行ってから、出航してください。なお、利用時間区分が早朝の場合、利用日前日までに拠点の担当者が予め点検をしておきますので、前項に定める書類を所定の場所にご提出の上、出航いただいて構いません。
5. 帰航後、クラブ艇や用品の利用料金、使用した分の燃料にかかる燃料費等、第8条に定める金銭をお支払いいただきますので、ご認識の上、出航してください。

第5条 クラブ艇・施設の利用等

1. 出航に際しては、必ず船舶操縦免許証及び携帯電話を所持してください。
2. 栈橋及びボートヤード内では、必ず拠点の係員の指示に従ってください。
3. 出航時及び海上では会員及び同伴者全員が必ずライフジャケットを着用してください。
4. 各拠点が「徐行」と定めたエリアでは、他の船舶に危険を及ぼさない速力（引き波を立てない速力）で航行してください。
5. 航行中は、本会則、法令及び当社の定める規則等の遵守事項を守り、船長となる会員は、船長としての責任（法令上の責任を含み、これに限られない。）を全うしてください。
6. 利用予定のクラブ艇の定員を超過した人数での来場はお断りします。また、乗船する同伴者の入れ替えもご遠慮ください。
7. クラブ艇の賃貸業、遊覧船事業、その他営利目的での利用はお断りします。
8. 帰航時刻までに帰航してください。帰航時刻に遅れた場合には、遅延料として第8条第3項に定める金額を加算いたします。また、帰航時刻を度々超過し、当社が悪質と判断した場合は、会員資格を一時停止又は失効させることがあります。
9. 出航後、急激な天候の変化により利用可能時間内であっても帰航していただく場合があります。
10. クラブ艇以外の船舶による各拠点の栈橋の使用をお断りいたします。
11. ペット（動物）を連れての乗船はお断りします。
12. 各拠点施設内（栈橋を含む）において、入れ墨・タトゥー（ファッションタトゥーを含む。）等の露出はご遠慮ください。各拠点施設内では、これらの露出のない服装をお願いいたします。これを守らず、他の施設利用者を畏怖・困惑させたり、嫌悪感や不安感を覚えさせることによって、当該他の施設利用者の利用を妨げると当社が判断した場合は、会員資格の一時停止又は除名の対象となります。

第6条 帰航後の点検・給油等

1. 帰航後に各拠点の係員と共に点検、現状確認をしていただきます。
2. 洗艇(水洗い)及びゴミの処分は、会員が行ってください。なお、ゴミは各拠点施設に捨てず、持ち帰ってください。
3. 洗艇完了後、各拠点の係員が使用した分の燃料を給油し、お支払いいただく燃料費を計算します。

第7条 救助作業料金

1. クラブ艇の利用中に、乗揚げ、衝突、アンカー根掛かり、ロープの絡み、エンジントラブル等により、各拠点係員によるレスキュー作業が発生した場合は、以下の救助作業料金をお支払いいただきます。但し、会員及び同伴者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。
- 2.

料金項目	単価（税込）	単位
出動料	金 5,500 円	隻
回航料（往路）	金 2,200 円	海里
搜索料	金 2,750 円	10 分
回航料（復路）	金 2,200 円	海里
救助艇燃料	時価	ℓ
曳航料（5t 未満）	金 5,500 円	海里

2. 前項の場合に、救助専門業者の救助船を手配する必要があると各拠点が判断し、手配を行ったときは、当該専門業者の料金体系に基づく救助作業料金をお支払いいただきます。

第8条 利用料金の支払い

1. 各クラブ艇、用品等の利用料金は別途、料金表に定めるものとします。

2. 利用日当日の17:00までに、以下を全額お支払いください。
 - (1) クラブ艇、用品の利用料金
 - (2) 使用した分の燃料にかかる燃料費（但し、マリーナ富山配備艇は利用料金に燃料費が含まれます）
 - (3) 前条に基づく救助作業が発生した場合は、その救助作業料金
 - (4) クラブ艇及び用品の損傷、滅失等があった場合、その補修費用
3. 帰航時刻に遅れた場合の遅延料は、個人会員及びグループ会員については前項第1号の金額の50%とし前項の金額と併せて利用日当日にお支払いください。

第9条 その他

1. クラブ艇は、各拠点が別に定めた航行区域内で利用していただきます。航行区域は諸般の事由により限定、変更する場合があります。また、各地区におけるローカルルール（都道府県条例等）についても遵守していただきます。
2. 気象条件等により、出航停止または航行区域の限定をお願いする場合があります。
3. 予約受付後であっても、クラブ艇の突発的な不具合発生等により、やむを得ずクラブ艇の変更や利用のお断りをお願いする場合があります。
4. 会員はマリーナ施設内及び航行中（海上）において、同伴者の全行動や支払い等に関して連帯責任を負うのとしします。

以 上